



東京都社会保険労務士会 千代田統括支部 会報

発行人 千代田統括支部長 味園 公一

事務局 〒102-0073 東京都千代田区九段北1-1-5 第二中央ビル2階
味園社会保険労務士事務所内 ☎03(3556)7879
URL=<http://www.sr-ccs.com>



世界文化遺産：原爆ドーム

写真提供：広島県

- 平成28年度 第3回研修会
- 平成28年度 第4回研修会
- 開業部会主催「とことん実践セミナー(第1回)」
- 初めての行政協力
- 千代田区役所相談事例
- 平成28年度 行政協力会員情報
- 支部顧問から一言～会員へのエール
- 第48回社会保険労務士試験
試験監督員体験談
- 勤務等部会主催「情報交流会」
- 東京会野球大会の結果報告
- 政治連盟だより
- 新入会員を紹介します
- あとがき

平成28年度 第3回研修会

開催：平成28年7月14日（木）
場所：スクワール麹町

第一部

東京都の助成金紹介

全ての労働者が意欲と能力を十分發揮し、生産性の向上を図るとともに、仕事と生活の調和のとれた働き方を実現するためには、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得推進等いわゆる「働き方改革」が必要となっています。

こうした政策的な背景もあり、7月14日に行われた研修では、東京都の「TOKYO働き方改革宣言企業制度」、「東京都中小企業雇用環境整備推進奨励金」、「東京都中小企業雇用環境整備推進専門家派遣」の内容についてご説明いただきました。

まず最初に、「TOKYO働き方改革宣言企業制度」のお話がありました。この制度は、①「宣言企業になる場合」と、②「宣言奨励金を交付申請する場合」と制度が2つに分かれており、①の宣言企業となる場合の宣言内容、宣言企業の条件、宣言企業のメリット、手続方法、②の奨励金を交付申請する場合の対象者、奨励事業の内容、奨励金交付申請手続方法をご説明いただきました。特に、



講師
東京都労働センター
事業普及課
課長代理

唐川 美由紀 氏

②の奨励金交付申請にあたっては、都税の未納がないこと、また、①の宣言企業の承認申請を行わずに、奨励金交付申請の手続きを行うよう、気をつけたましいとのことです。

次に、従業員の仕事と育児・介護との両立支援、非正規労働者の待遇等の改善に取り組む中小企業を応援するために新たに創設された「東京都中小企業雇用環境整備推進奨励金」については、申請の前にエントリーが必要であり、国の助成金との併用ができないので注意が必要とのことでした。

最後に、労働者の働き方・休み方の改善や仕事と育児・介護の家庭生活等との両立支援をはじめとした、職場における働き方の見直しに取り組む中小企業に対し、社会保険労務士や中小企業診断士を無料で派遣し、助言を行っているとのことで、気軽に活用し雇用環境の整備に取り組む企業が増えることを期待しているとのことでした。

(広報委員：高木 裕子)

第二部

労務トラブル対応で 必要な民法知識

労働契約に関するトラブルは、労働基準法や労働契約法、労働安全衛生法といった、いわゆる労働関連法令によって解釈しがちです。しかし、労働関連法令は、民法の一部を修正する目的のものであるため、労働契約の基礎的な解釈に関する部分は、民法と判例法理を参照する必要があるとのことです。講演は、労働契約における民法知識を、労働契約の締結、継続中、終了の各段階に分け、主要判例を参考しながらお話しいただきました。

まず、労働契約の締結段階では、採用の自由とその限界について、JR北海道・日本貨物鉄道事件等の判例解釈、契約の成立方法と時期については大日本印刷事件等の判例解釈を交えての解説でした。採用内定は、判例では、就労開始の直前まで労働契約が成立していないという解釈にはならず、おおむね内定時点で始期付解約権留保付労働契約が成立すると解釈されています。しかし、厳密には、「内定」といわれる時期にすべての労働契約が成立す



講師
石寄・山中総合法律事務所
弁護士

仁野 直樹 氏

るのでなく、種々の事情を考慮して契約締結への成熟度合いを評価し、契約成立の成否を決するものであり、「内定」の前や後にずれることもあるとのことです。

次に、労働契約の継続段階の問題について、①ノーワーク・ノーペイの原則②使用者の人事権③労働者の企業秩序維持義務及び使用者の懲戒権④使用者の安全配慮義務⑤労働者の誠実義務を片山組事件等の判例を参照しながら解説いただきました。

最後は、労働契約の終了段階である、合意退職、普通解雇についてです。普通解雇は、契約に違反した場合に解約できるというのですが、たとえば、新卒を採用した場合などの能力不足による解雇と協調性不足による解雇では解雇のハードルが異なるものであり、新卒の場合はこれからの教育を前提とした契約であることから、能力不足による解雇の方が難易度が高いとのことでした。

(広報委員：植野 幸恵)

平成28年度 第4回研修会

開催：平成28年9月7日（水）

場所：東京薬業健保会館

海外赴任者や外国人労働者の社会保険・給与等労務管理の実務



講師

コスモポリタン インターナショナル
HRソリューションズ
代表（新宿支部会員）

永井 知子 氏

研修は、第1部「海外赴任従業員の社会保険手続き等の取扱い」、第2部「日本で働く外国人従業員の取扱い」、の2部構成で行われました。

第1部は、日本在住の従業員を海外赴任させる場合の取扱いです。赴任を命じる際の留意事項の確認と社会保険（健康保険・厚生年金保険、介護保険、社会保障協定）・労働保険（雇用保険・労災保険）の取扱い、帰任後の取扱い、海外年金の受給、赴任月・帰任月の給与計算等の取扱いについて詳細な説明がありました。

第2部では、外国人労働者の採用・入社、社会保険の手続きや給与計算に関する注意点等を説明いただきました。

第1、2部共通して、労務管理の前提となる法令の適用や判例を確認したうえで、各々の取扱いの留意事項や手続きにかかる具体的な説明がな

されました。これらは、長らく外資系企業に接し、実務経験を重ねられてきたことに裏打ちされた内容で、「痒い所に手が届く」ものでした。特に印象に残ったのは、赴任時・帰任後の給与計算に関する説明です。海外赴任者の場合、給与支給日に居住者か非居住者かによって、源泉徴収を通常の計算で行うのか、非居住者税率で行うのかが決まるものであり、例外として、出国後の期間に日本で有休消化がなされた場合は、非居住者になっていても国内で源泉徴収されるということでした。

グローバル化が進展するなかで、海外赴任や外国人労働者の雇用は、企業規模にかかわらず、今後更に身近になると思われます。今、直接的には関係のない立場にある者にとっても、本研修は今後の実務に大いに役立つ貴重なものでした。

（広報委員：藤田 久子）

開業部会主催 とことん実践セミナー(第1回)

開催：平成28年8月31日（水）
場所：スクワール麹町

時流に沿った企業提案のための5つのポイント



講師

NAC社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士
岩崎 仁弥 氏

「とことん実践セミナー」は、千代田統括支部開業部会主催の初めて有料で他支部にも募集した研修でした。広い会場は満席で、講座と講師の人気の高さがうかがえました。レジュメもカラー刷りでビジュアル化されわかり易い内容でした。

終身雇用、年功賃金等の日本型経営が成功した時代から、近年の非正規社員増や女性の社会進出等の労働状況への変化に、政府も働き方改革担当大臣を置いてトップダウンでその対応政策に舵を切っています。今回は基礎編ということで、近未来、未来を見据えて我々社会保険労務士が把握しておくべきキーポイントを次のように講義されました。

「同一労働同一賃金」では、正社員とパート、正規と非正規労働者間で職務内容が同一であれば同一賃金への方向性へと向かっている。

「無期転換、相互転換制度」では、有期契約労

働者の雇用安定のため無期転換、非正規から正規雇用へ転換の推進や限定正社員と正社員の相互転換制度が期待されている。

「多様な正社員制度」では、勤務地限定正社員、職務・職種限定正社員、短時間正社員などは、正社員の8割から9割程度の賃金で雇用できるので実需増が見込まれる。

「仕事基準の職務評価制度」では、人事考課は人の評価ではなく、行った仕事そのものを評価する仕組みであり、評価制度の着眼点は、能力、行動・意欲、業績である。

「残業削減と生産性向上」では、長時間で低い労働生産性問題を解決して女性が活躍し働き易い職場づくりは、男性も満足度が高い。

11月の応用編も大いに期待したいと思います。

（広報委員：山本 容子）

初めての行政協力

初めて行政協力をされた皆様の、ご意見・ご感想を紹介します。



「人の役に立て いること」を実感

東京労働局 臨時労働保険指導員
小田 香里（開業）

今年の七夕、7月7日が私の行政協力デビュー日。朝からどういう相談が来るのかと緊張しつつ東京労働局に入り、臨時労働保険指導員として労働保険料の申告書の受理・相談を担当しました。まだ経験の浅い私にできるだろうかという不安もありましたが、経験を得られるチャンスと前向きに考え、事前に研修を受け、資料を何度も読み当日を迎えました。

最初の相談者は申告書も記入されていて、数字などを確認し受付印を押すだけにもかかわらず、押印するのに非常に緊張しました。最終的に50件近く受付した中で印象に残ったのは、何も記入されず給料明細書をそのまま持って来られた方に記入方法や計算、仕組みについて説明し、無事に受付した際の「何もわからずに来たけれど助かりました」という言葉です。社会保険労務士として人の役に立てていることを実感しました。また、建設業の申告書の賃金総額の算出等も、初めて経験することができ、非常に学びの多い一日でした。

隣席いただいた先輩社会保険労務士やベテランの労働局職員の方からアドバイスもいただき、心強かったです。また、経験の浅い私にこのような機会を与えていただき、心から感謝しております。ありがとうございました。



「何事にも挑戦」の 意気込みで

東京労働局 臨時労働保険指導員
長崎 明子（開業）

年度更新手続の最終日7月11日に、東京労働局にて臨時労働保険指導員を担当しました。私にとって開業初年度である今年は、何事にも挑戦という意気込みで自ら手を挙げたものの、経験が乏しいうえに混雑が予想される最終日の担当に決まってからは、日に日に緊張感が高まりました。

しかし、5月下旬には千代田統括支部主催による疑似体験型の実務研修会が、さらに6月中旬には東京都社会保険労務士会主催による指導員研修

会が開催され、それらへの参加により、受理側の細かな注意点や処理パターン等を事前に確認できたため、不安はかなり軽減しました。前日までに各パターンに対応する手順の復習と、検算作業等を素早く行う練習をして当日に備えました。

いくら備えても、当日はやはり緊張していましたが、東京労働局の職員の方が隣の席で受理業務をされており、何かあれば都度確認させていただける環境下で大変心強かったです。案の定、申告書の記入からお手伝いをさせていただく企業様も数件ありましたが、受理完了後は、皆様が笑顔で感謝を伝えてくださり、私もお役に立てたことを大変嬉しく思いました。関連業務のスキル向上に加え、普段は得られ難い貴重な体験をさせていただいたことに感謝いたします。



行政サービス向上へ の貢献を感じた

千代田年金事務所
算定基礎届相談コーナー担当
佐藤 豊光（勤務）

7月14日、千代田年金事務所において算定基礎届相談コーナーを担当しました。私は平成24年に勤務登録をしましたが社会保険労務士としての行政協力は初めてです。6月22日には中央労働基準監督署において労働保険年度更新の指導員も初めて経験しました。勤務登録であり社会保険労務士として特別な活動を行っていませんでしたので何か社会の役に立ちたく行政協力を志願するにいたったところです。東京都社会保険労務士会での実務修習研修の受講、支部でご用意いただいている年度更新と算定基礎研修への参加、28年度版の「算定基礎届・月額変更届の手引き」の熟読等、準備を行いました。

担当の当日、緊張をしながら社会保険労務士相談コーナーに着席し相談者を待ちました。1時間ほどして受付の方から「記入について指導してください」との指示があり算定基礎届や算定基礎届総括表の記入の仕方をアドバイスしました。午後に入り状況にも慣れてきたころ、在籍出向者の標準報酬算定についての相談がありました。「丁寧に対応していただいた」と、後日、相談者の方から感謝のメールをいただきました。社会保険労務士として協力することで行政サービスの向上に貢献できることを感じた1日でした。

千代田区役所相談事例

社会貢献委員会

区民相談活性化のための広報活動と状況報告



増えてきた相談件数

—相談事例とその回答—

社会貢献委員会

横山 優子

千代田統括支部では、毎月第2火曜日に千代田区役所の区民相談を担当しています。しかしこれまでは相談件数がゼロという月もあり、あまり活用されていませんでした。そこで、社会貢献委員会の取組みとして、区民相談の件数を増やすための広報活動を始めました。たとえば、千代田区の区報に広告を掲載したり、千代田区主催の「福祉まつり」でチラシを配ったり、公共施設にチラシの設置を交渉したりしてきました。すると、今年4月からは毎月相談の実績が出るようになりました。

今回、その中から7月に私が担当した事例を紹介したいと思います。

◆相談者は60歳代男性で在職中の方

60歳定年退職後、65歳到達まで1年ずつ再雇用の契約更新ができるが、最後の契約の前にぜひ社会保険労務士に相談したいということでした。その発端は、数年前の社会保険労務士のアドバイス。「その時は具体的な内容は理解できなかったが、退職する時の年齢が64歳と65歳では何か大きな違いが出るということだけは、しっかりと頭に留めておいた。」ということでした。



◆私のアドバイス

退職後に働く意思と能力があるという前提での話ですが、退職時の年齢で雇用保険の失業給付に差が出ますし、年金との関係でも影響があります。特に64歳と65歳の違いは顕著です。雇用保険については、64歳で退職すると最大360日分の基本手当が受けられますが、65歳以上では最大50日分の一時金になります。年金については、64歳までに受給できるのは「特別支給の老齢厚生年金」、雇用保険の失業給付との併給調整があり年金が全額支給停止になります。ところが、退職時の年齢が64歳でもハローワークで求職の申込時に65歳になってしまえば、受給できる年金は本来の老齢厚生年金に切り替わっているので併給調整はありません。とはいっても、求職の申込みを遅くしすぎると受給期間満了日までに所定給付日数分の基本手当を受給できなくなるという問題も生じます。

そこで、私は次の案を紹介しました。①最後の契約満了日を65歳到達日直前の給与締日としてもらう。②65歳になってハローワークで求職の申込みをする。そうすれば年金を全額受給しながら240日分の基本手当の受給が可能になります。

平成28年度 行政協力会員情報 (敬称略)

●東京労働局 臨時労働保険指導員 申告書受理・相談コーナー(17名) (平成28年6月13日～7月11日)

青木 哲郎	今井 浩爾	今泉 浩史	江川 明豁	小田 香里	片岡 正美
片野 誠	金光 由美子	佐々木 理恵	瀧澤 紀子	寺尾 勝汎	中 弥希
中尾 美香	長崎 明子	濱野 行雄	深田 康弘	宮田 和季	

●中央労働基準監督署 臨時労働保険指導員 申告書受理・相談コーナー(28名) (平成28年6月14日～7月11日)

青山 弥生	浅井 英憲	石本 �剛	上野 英樹	大原 圭子	柏本 和江	加藤 友子
川崎 恵子	菊池 正典	木村 晃子	小林 憲一	小林 伸行	小室 豊	児山 昇正
佐藤 豊光	十佐近 三生	高野 宅己	高野 安子	高橋 由実子	田村 三雄	橋本 敬司
半沢 公一	日高 浩一	平野 茂	藤元 利澄	堀 雅美	山口 峰子	山崎 博幸

●千代田年金事務所 算定基礎届相談コーナー担当者(11名) (平成28年7月1日～7月15日)

江川 明豁	大野 剛一郎	片岡 正美	金光 由美子	佐藤 豊光	高橋 由実子
瀧澤 紀子	畠山 晴子	濱野 行雄	平野 茂	宮田 和季	

●千代田区役所 社会保険労務相談員 (11名) (平成28年4月～平成29年3月)

青山 弥生	浅井 英憲	江川 明豁	大野 剛一郎	荻沼 國明	上江 誠
中尾 美香	長島 渡	濱野 行雄	藤原 佳代子	横山 優子	

支部顧問から一言 ~会員へのエール~



今後の発展を確信

顧問

相馬 誠一 氏

多くの先輩、諸兄がおられるにもかかわらず発言することに畏れ多さを覚えながら、私なりの感想を述べさせていただきます。

まず、当支部の会員数が1,400名を超えてなお現在も右肩上がりに増加の一途を辿っていることは、東京都社会保険労務士会（東京会）が発足した昭和53年当時、また分割前の千代田・中央支部会員数769名から思えば、いかに急成長を遂げたのかに驚かされます。

過去を振り返ると、平成9年から2年間、東京会の第一部会長（現在の開業部会長）を拝命したのですが、私の施政方針の第一目標は会員の権利義務の均等化でした。

当時の東京会は行政区に合せた23支部により組織運営されており、支部間の会員数に大きな隔た

りがありました。数十人で構成された支部もあれば数百人を擁する支部もある中で、運営予算は人頭による東京会からの交付金となっておりました。支部の運営を安定させるため、支部単独で会費を徴収しているところもあったようです。しかし、支部の研修、福利厚生、総務費用等は交付金から捻出しなければならず、人数の少ない支部と多い支部では会員の受ける権利に大きな差異が出ました。予算の少ない支部は研修や会合の回数を減らさざるを得なかったわけです。

この問題を解消するため、当時の正副会長と折衝し、23支部を6ブロック（地区協議会）に分けて会員の権利を均等化すべきであると主張してきました。導入は一旦見送りとなりましたが、数年を経た後、各支部からの権利均等化の声が高まり、現在の9統括支部に再編されました。

現在の社会保険労務士会は会員の地位向上のための様々な改革がなされ、25年前と比べるといい意味で雲泥の差があります。ことに、社会貢献委員会の設置は圧巻ですね。そして会員の権利がしっかりと守られていることに喝采を送り、今後より発展を遂げて行かれることを確信しております。



今も勉強の毎日

顧問

半沢 公一 氏

東京会の支部再編に伴い、平成21年4月から9つの統括支部と23の支部による事業がスタートしました。私は再編後の初代千代田統括支部長・千代田支部長を平成21年4月から2年間務めました。当時のことを少しご紹介します。

支部再編以前は、現在の千代田支部と中央支部は同じ支部で千代田・中央支部として会員数は1,800名を超える大きな支部でした。

支部再編（統括支部の創設）の目的の一つに、会員が少ない支部と多い支部の間に存在していた事業内容と予算の不均衡の是正がありました。支部の会員数が異なるれば予算や事業内容（研修や厚生事業など）に格差が生じます。これを1,000人前後の規模の統括支部として編成し予算配分することにより、会員が受ける様々なサービスの均衡

性を保つことができます。

支部を分割した後においても当支部は会員数が多いために支部が1つの单一統括支部となりました。実態は同一なのに組織の上では統括支部と支部の2つが存在するため、スタートした時は規約の整理と統合に難儀しました。

当時の会員数は、約1,100名（開業約300名、勤務等約800名）で予算規模は繰越金を含めても1,000万円に達しない状況でした。平成28年度の予算をみると2,000万円で当時の2倍です。そして会員数は1,400名を超えています。ここ数年の当支部の予算と事業内容の充実・発展は目を見張るものがあります。

さて、私事になりますが、民間企業で営業と派遣元責任者などを12年経験した後にこの業界に入りました。何とかこの世界でやっていけるかなと思ったのは開業して5年余りが経過した頃です。一度掲げた看板は絶対に降ろさないという気持ちで、早25年が経過しました。社会保険労務士制度が制定されてから50年になろうとしています。新しい法律や制度を理解し、指導できるよう勉強の毎日です。

第48回 社会保険労務士試験 試験監督員体験談



高野 安子 (開業)

8月28日、第48回社会保険労務士試験の試験監督員を担当しました。

事前にマニュアルをいただき、説明会に出席したところ、試験の運用ルールが詳細に決められており、社会保険労務士試験の重みと、その監督員の任務にあたることへの責任をひしひしと感じました。

試験当日は早目に試験会場に到着しました。既に会場付近で勉強をしている受験生もたくさんいて、身が引き締まる思いでした。

試験が始まると、手を挙げる受験生も多く、緊張からか、何度もお手洗いに行かれる方やマークシートの汚れを気にされる方もいました。

受験生の皆様が、少しでも緊張を和らげ、日頃の力を発揮してほしいという思いで、できるだけ笑顔で対応するように心掛けました。私たち監督員もゆっくり座る間もありませんでしたが、最後までトラブル無く全力を出し切ってもらえるようにと、祈るような気持ちで務めました。

今回の経験は、社会保険労務士という資格の重みを改めて感じ、そして初心に立ち返るとても良いきっかけになりました。このような機会をいただき、本当にありがとうございました。

勤務等部会主催 『情報交流会』

開催：平成28年9月7日（水）

場所：東京薬業健保会館



第4回研修会終了後に勤務等部会主催の情報交流会が開催され参加人数は57名（勤務等37名、開業14名、法人6名）でした。

司会は長島委員、開会の挨拶は味園統括支部長、その後大塚勤務等部会長の挨拶、乾杯は浅香統括副支部長でした。今回のテーマは、「①労働時間

管理と多様な働き方への取組みについて」と「②無期転換ルールへの実務的対応について」の2つです。宮崎委員によるグループ討議の進め方の説明の後、10グループに分かれて討議が行われました。食事をしながら行われ終始和やかでした。ディスカッションの中で「有期雇用といつても長いものだけが希望されるものではない」や「弊社では人事制度が今年より改定され多様な働き方に対応してきた」などの意見も出ました。途中で席替えもあり、様々な情報交換ができました。

初参加者14名の自己紹介の場の後、大野東京会勤務等部会長のご好意でお土産争奪じゃんけん大会も行われ、最後は、大野会長の挨拶で、有意義で楽しい情報交換会が閉会しました。

（広報委員：末松 弘美）

東京会野球大会の結果報告

9月3日、10日に実施された第34回野球大会についてご報告します。初戦は墨田支部と対戦しました。初回に7点先取されるという滑り出しだったが、その後は順調に得点を重ね9対23で逆転勝利しました。大会2日目の第一試合は準決勝戦です。相手は強豪の渋谷支部でした。結果は健闘及ばず残念ながら13対3で敗北しました。大会2日目午後からの3位決定戦は多摩統括支部と対戦しました。当日2試合目ということで両チームとも疲労困ぱい状態でしたが、わがチームの選手は気力を振り絞り見事に勝利をつかみました。2年連続3位という結果ではありますが、



選手の健闘を賞賛したいと思います。2日間に亘り応援に来ていただいた方々にこの場をお借りして御礼申し上げるとともに、休日に選手を送り出していた先生方に深く感謝します。今後も応援よろしくお願い申し上げます。

（野球同好会：橋本 敬司）

政治連盟だより

支部会員の皆様こんにちは。このたびはこの場をお借りして、先に実施された参議院選挙及び東京都知事選挙を含め、これまでの活動を通して感じたこと、これから必要なことについて私の考えをお伝えしたいと思います。

総務省によれば、選挙活動とは特定の選挙に特定の候補者の当選をはかることを目的に投票行為を勧めることと定義され、政治活動は政治上の目的をもって行われるいっさいの活動から、選挙運動に該当する行為を除いたものとされています。

そもそも私たちが行う政治活動とは、社会保険労務士制度の発展のためのものであります。この制度が選挙により選出された議員により構成されている国会で制定された法律に基づくものである

以上、政治活動と選挙活動は不可分であると言えましょう。しかしながら、選挙に際し東京都社会保険労務士政治連盟や支部政治連盟がどなたを推薦しているのかをご存知の方がどの程度おられるでしょうか。確かに選挙活動には政治活動以上に様々な制約がありますが、全国社会保険労務士政治連盟のHPには結果の記載がありますが、東京都社会保険労務士政治連盟にはHPはありません。支部においては、投票日前に例会等で直接お伝えできることが精一杯です。これらの情報不足感が加入率の向上を妨げている要因の一つではないかとも考えます。よって発信力を高める方策を具体化する活動を開始することといたします。

(政治連盟支部会長：橋本 敬司)

新入会員を紹介します

平成28年6月1日～8月31日

入会年月日	氏名	種別	入会年月日	氏名	種別	入会年月日	氏名	種別
H28.4.5	平川 忠雄	法人社員	H28.6.10	渡邊 智	法人社員	H28.8.1	大関 一	開業
H28.6.1	加藤 丈晴	法人社員	H28.6.22	石塚 貴子	勤務等	H28.8.1	久保田 淳哉	開業
H28.6.1	斎藤 和孝	法人社員	H28.7.1	岩田 佑介	勤務等	H28.8.1	宮里 竹識	開業
H28.6.1	國守 博	開業	H28.7.1	鈴木 友子	勤務等	H28.8.1	安村 真樹	開業
H28.6.1	岩井 仁	勤務等	H28.7.1	横田 圭一郎	勤務等	H28.8.1	岩谷 侑史	勤務等
H28.6.1	瀧脇 盛	勤務等	H28.7.1	吉田 裕樹	勤務等	H28.8.1	岸本 力	勤務等
H28.6.1	野口 順子	勤務等	H28.7.5	高山 彰平	勤務等	H28.8.10	今井 礼子	勤務等
H28.6.1	能登 健司	勤務等	H28.7.5	辻 章嗣	勤務等	H28.8.17	佐藤 創	開業
H28.6.1	早川 源水	勤務等	H28.7.11	鳥飼 祐介	勤務等	H28.8.22	浦郷 正人	勤務等
H28.6.1	本田 智津	勤務等	H28.7.21	金坂 泰明	勤務等	H28.8.23	田中 真由子	勤務等

あとがき

この8月、参観申込が当日でもできるようになった皇居の一般参観に上京した両親と行ってきました。旧枢密院や宮内庁の庁舎、新年参賀で使われる長和殿などを約1時間かけて探索します。

前日、父に「日陰がないので熱中症には万全の備えが必要」と注意事項を伝えたところ「だったら、俺はいかん」と。というのも父は過去、農作業中に熱中症で救急搬送された経験があったから。

さて、参観当日。天候は曇りで気温28度。係の人も「この夏一番の参観日和です」と。父は皇居内を忙しく行き来し沢山の写真を撮って楽しんでいました。そんな父は天皇陛下と同年齢。見かけは元気なのですが体調に気を遣いながらなんだと思った夏の一日でした。(広報委員：青木 英治)

とある飲み会の席で、社会保険労務士会の支部の野球同好会のマネージャーをしているという話をしたところ、友人から、今、青春時代のやり直しをしているのだねと言われました。

思い起こせば、中学生時代は、野球の強豪校として有名な高校に入学して野球部を応援したい！そんな気持ちを持っていました。

けれども、親の反対や塾の勧めで、実際は、希望とは異なる高校に進学しました。

野球シーズンも終盤を迎える初秋の午後、そんな昔の自分を思い出しながら、高校野球の応援を描いた青春映画「青空エール」を観に映画館に足を運んできました。

(広報委員：植野 幸恵)